

令和2年度 第1回大町市上下水道事業経営審議会 議事録

日時 令和2年11月18日(水)

午後1時30分から

場所 大町市役所 東大会議室

【日程】

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 委員及び事務局職員の紹介
- 5 審議会条例、審議日程(案)及び情報公開について
- 6 諮問
- 7 審議
 - (1) 大町市の水道料金について
 - (2) 水道料金算定要領について
 - (3) 大町市水道ビジョンにおける経営戦略について
- 8 その他
 - (1) 次回開催日について
 - (2) その他
- 9 閉会

【出席者】

○牛越市長

○出席委員(敬称略) 9名

松田 邦正 竹村 武人 塩入 博仁 内川 篤 北澤 伸夫
越山 令子 縣 亮太 水久保 節 西山 秀一

○欠席委員(敬称略) 5名

宮野 典夫 石田 忠 飯沢 壮一 大西 彰子 遠藤 轟

○事務局

田中建設水道部長 松宗上下水道課長 荒井お客様係長兼課長補佐
峯村水道施設係長兼課長補佐 竹村経営係長兼課長補佐
松澤経営係主事 内山経営係主事

1 開会

《開会 午後1時30分》

課長：本日はお疲れ様です。

只今より、令和2年度第1回大町市上下水道事業経営審議会を開催いたします。この後しばらくの間、進行役を務めさせていただきます、上下水道課長の松宗です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは事前にご欠席の連絡をいただいた委員につきまして、ご報告をいたします。資料の委員の名簿をご覧ください。平地区連合自治会の宮野委員、大町市くらしの会の大西委員、北アルプス食品衛生協会大町支部の遠藤委員、美麻地区連合自治会の飯沢委員、以上の方々は、所用により欠席の連絡をいただいております。また、ご出席されております大町市浄化槽管理組合の竹村委員につきましては、別の会議がございまして、途中退席となります。ご了承をお願いいたします。

それでは最初に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料を送付させていただきましたが、本日、一部差し替えさせていただきたい資料がございまして、テーブルの上に、資料4を改めてお配りいたしました。資料のほう皆様お持ちでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次第に添いまして、進めさせていただきます。それでは日程の2、大町市長、牛越市長よりご挨拶をお願いいたします。

2 市長あいさつ

市長：皆さんこんにちは、牛越でございます。

令和2年度第1回の上下水道事業経営審議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。公私共に大変お忙しい中、第1回の上下水道事業経営審議会の出席にあたり、誠にありがとうございます。そして、松田会長はじめ、出席の皆様におかれましては、心より市政の推進に温かいご理解とご支援をいただき、深く御礼申し上げます。いまだ終息の見通しがつかない新型コロナウイルスにつきましては、いよいよ第3波の到来となり、県内の感染も400人を超える方が確認されております。昨日の1日の感染者の数といたしましては、県内で初めて24人という大きな感染が確認されたところでございます。この新型コロナウイルス感染症につきましては、1日も早く終息してほしいところでございます。

さて上下水道事業は、お分かりのとおり、市民生活や経済活動において不可欠なライフラインであり、重要な公的サービスとして、健全な運営に努めてきております。審議会におかれましても、これまで水道事業、下水道事業ともに3年ごとに料金の改定にかかわるご審議をいただいております。本年度は上水道料金についてご審議していただくことで、後ほど諮問を申し上げますところでございます。大町市水道事業は、水源から湧き出ました湧水を、ポンプなどを使わず地形を利用した、いわゆる自然流下の方法により、各ご家庭に水道水を給水しております。市内全域に配るにあたりましては、水道管の延長が非常に広い区域になりますので、350キロを超える、極めて長距離の配備となっております。また安定的な

供給のために、設置しております配水池は19箇所ございます。市民の皆様には安全でおいしい水を供給するために、これら施設の維持管理や、老朽化した施設の計画的な更新などを進める中、整備費が年々増加する傾向にあり、一方で水道水の使用水量につきましては人口減少や、水道水の節水の意識の高まりなどから、平成6年をピークに年々減少に転じております。こうした状況の中で、平成18年度から開始しましたアルプスウォーターの原水供給事業は、順調に推移しております。昨年度決算によりますと3,500万円余の料金収入を得ております。この収益が、水道使用料の減少に伴う厳しい経営環境にある中、水道料金の上昇を抑制する効果を果たしていただいているところでございます。またお手元にお配りしておりますが、今年3月に大町市水道ビジョンを策定し、大町市第5次総合計画のまちのテーマであります「豊かな自然を守り快適に生活できるまち」の施策方針に基づきまして、安全でおいしい水を将来にわたり安定的に供給できる水道づくりの実現を目指し、この目標と施策内容を示しております。この水道ビジョンの進行状況の点検、あるいは評価を定期的にいただき、必要に応じて計画の見直しを行うことによって、持続的な経営を図ってまいりたいと思っております。今後、水道施設を適切に維持し、良好な状態で次の世代の皆さんに引き継いでいくことが、私たちの水道事業の大きな使命でございます。そのため、水道を利用していただいている皆様に、公平で公正なご負担をいただくために、適切な負担の水準はどこかという点について、ご審議をいただくこととなります。結びになりますが、今回、水道料金の改定に係る審議におきましては、様々な観点から、またご出席の委員の皆様のお立場からご審議をいただき、市における水道事業の経営状況をご確認いただきながら、水道料金のあり方について十分ご審議いただきますようお願い申し上げます。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

課長：ありがとうございました。

続きまして、日程の3、審議会会長の松田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

3 会長あいさつ

会長：皆さんこんにちは。審議会会長の松田でございます。

こここのところ1週間ほど、非常に過ごしやすい陽気が続いておりまして、まさに小春日和でございますが、来週から少し寒くなるようで、寒暖のギャップが少し心配されるところでございます。

さて、今年度の最初に、美麻・八坂地区の公営簡易水道事業の法適用化に向けて、皆様に審議していただいたところでございます。そして、この審議会では、本日から、令和3年度からの新たな水道料金をどうするかというところで、皆様に審議していただくところでありますが、しかしながら、今のこの審議会の皆様の任期が、今年の12月28日で終了となります。中途半端なところで切れてしましますが、次期の審議会のメンバーにつきましては、多少の入れ替えはあるか

と思われませんが、できる限り、引き続き継続してやっていただける方は、是非とも続けてやっていただきたいと思います。この審議会は、途中から入られても、審議の内容についていけない部分もあろうかと思いますが、皆様方におかれましては、ご自身ご都合等を繰り返し回していただいて、この審議会に引き続き、来期もご出席いただけるようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いたします。

4 委員及び事務局の紹介

課長：ありがとうございました。

続きまして、日程の4になります。委員及び事務局職員の紹介をさせていただきます。前回（平成30年）の審議会以降、各推薦団体の役員の変更に伴い、本審議会の委員も変更がございます。また、事務局につきましても、人事異動等により職員の変更がありましたので、ここで紹介させていただきます。それでは資料1、経営審議会の委員の名簿をご覧ください。変更のあった委員のみ、ご紹介をさせていただきます。それでは上のほうからです。平地区連合自治会から連合自治会長の宮野委員、常盤地区連合自治会から選出の上一住宅自治会長の石田委員、社地区連合自治会から選出された連合自治会長の内川委員、八坂地域づくり協議会から選出されました会長の北澤委員、美麻地区連合自治会から選出されました連合自治会長の飯沢委員、大町市女性団体連絡協議会から選出されました会長の越山委員、大北地区労働者福祉協議会から選出された事務局長の縣委員、以上の皆様に変更となっておりますので、ご紹介をさせていただきました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。私から、上下水道課長の松宗でございます、建設水道部長の田中でございます、続いて上下水道課お客様係長の荒井でございます、続きまして上下水道課水道施設係長の峯村でございます、続いて上下水道課経営係長の竹村でございます、次に経営係の松澤でございます、今会場にはおりませんが経営係の内山が事務局としてお世話になります。

松宗課長：続きまして、日程の5に移ります。審議会条例、審議日程（案）及び情報公開について、事務局よりご説明いたします。

5 審議会条例、審議日程（案）及び情報公開について

経営係長：審議会条例につきましてご説明いたします。

資料2をご覧ください。大町市上下水道事業経営審議会条例です。

第1条は設置について、第2条は任務について、でございます。第2条、審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。（1）上下水道事業の経営に関する重要な事項（2）水道料金に関する事項（3）公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項（4）その他管理者が必要と認める事項、となっております。本年度は、上水道事業に関しましてご審議いただきます。第3条は組織ですが、委員は15人以内で組織する、となっております、（1）公共的団体等の代表者とい

うことで12名の方をお願いいたしております。(2)識見を有する者ということで、大町市経営者協議会、関東信越税理士会から、2名の方をお願いいたしております。(3)公募による市民等となっておりますが、応募がありませんでしたので、今回は選出されておられません。第4条は任期でございまして、任期につきましては3年となっております。しかし、各団体の任期等によりまして代わった場合は、前任者の在任期間となっておりますのでご了解いただきたいと思います。今回の任期満了日は今年の12月28日となっております。第5条は会長について、でございます。会長につきましては、委員の中から互選によって選出されることになっており、現在は松田邦正様をお願いしております。また3項でございますが、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するというので職務代理を設けており、現在は、竹村武人様をお願いしております。第6条は会議でございまして、審議会につきましては会長が会議の議長となることとなっております。第7条については関係者の出席、第8条につきましては庶務でございまして、庶務は、建設水道部上下水道課が行うこととなっております。

続きまして、資料3をご覧ください。令和2年度大町市上下水道事業経営審議会の審議日程(案)でございます。

令和2年度は、水道料金につきましてご審議いただき、本日を含め4回程度、審議会を開催する予定しております。必要に応じて開催回数が増減はございますが、基本的にはこの案のとおり回数で進めていただきたいと思いますと考えております。なお先ほども説明がありまして、本審議会委員の皆様は任期は3年となっております。今審議会委員の皆様は任期終了が、来月の12月28日となっております。各団体に新たな委員さんの推薦依頼をお願いし、次回、第2回において、新委員へ委嘱を予定しております。審議途中の任期となってしまう、大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

続きまして、資料4をご覧ください。大町市上下水道事業審議会の情報公開につきましてご説明いたします。

大町市が設置する審議会の公開内容に関しまして、統一したルールはなく、それぞれの審議会でご判断することとなっております。従いまして、当審議会につきましては、大町市情報公開条例第7条第5項に基づき、情報公開につきましてはこちらに記載のとおり取り扱いとしますので、ご確認をお願いします。まず1番目、第三者の審議会の傍聴について、でございますが、こちらの案として「誰でも全ての審議会の傍聴を認める」、2番目として、審議資料・議事録等の文書の公開時期について、でございますが、これについては公文書公開請求があった場合ですが、「審議途中は公開せず、答申終了後、すべてを公開する」、3番目として、議事録の公開内容について、でございますが、これについては、「委員名を仮名にして表記する」、例えば、A委員、B委員、というように表記するものでございます。以上、3つの項目につきまして、ご説明いたしました。以上、上下水道事業経営審議会の公開内容につきまして、このような取り扱いとしてまいりたいと考えております。

なお、議事録作成にあたっては、毎回の審議会終了後、事務局で議事録（案）を作成し、すべての委員の皆様へ送付して内容をご確認いただき、加筆、修正等の意見を出していただいた上で、正式な議事録にし、次回審議会の冒頭で、審議会へ了承をいただく予定でございます。裏面に参考として、大町市情報公開条例の抜粋を付けてありますので、後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。

課長：ただいま審議会条例、審議日程（案）及び情報公開についてご説明を申し上げました。補足でございます。最後の情報公開の関係でございますが、原則公開ということでございます。先ほど説明した資料裏面の、大町市の情報公開条例をご覧ください。第7条の第5項「審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる」と記載してあります。第2回目以降、具体的な審議をいただきますが、傍聴者等によって、率直な積極的な意見交換が図られるかどうか、そういったことも含めてこの場でご意見があればいただきたいと思います。事務局案とすれば原則情報公開、ただし具体的な審議の中で積極的な意見交換等に支障のある場合は遠慮していただく、と考えておりますが、いかがでしょうか。委員の皆様ご意見があればいただきたいと思います。

A委員：これまで10年間、今までそういうことで支障をきたしたということはないですが、事務局側に何かございましたら、それは考え直さなければいけないでしょうけど。このような審議会において、私の知っている範囲では、何も聞きたいことはありませんが、従前の通りでいいと思います。

課長：はい、ご意見いただきました。従来、問題ないということでしたが、ご意見としてお伺いさせていただきました。

会長：基本的にはA委員のご意見でよかろうかと思いますが、人それぞれでありまして、どこでも活発に発言されるような方は支障なかろうかと思いますが、委員の中には、初めてこういった審議会に出てきて、やはり傍聴者がいることによって臆してしまうこともあって、活発な意見交換もできない恐れもあろうかと思えます。私としては事務局の説明の通りでよろしいと思えます。

課長：ありがとうございます。それぞれご意見いただきましたが、ほかの委員の皆さんいかがでしょう。

（意見なし）

原則公開ということは、お二方同じご意見です。今まで支障がないというご意見と、委員の皆さんの中で初めての方にとっては活発な意見交換に支障をきたす恐れがある、というご意見があります。どういたしましょうか。

ほかにご意見がなさそうですが、先ほど私が条例の第5の中段のところから説

明させていただきましたが、審議、検討の段階において率直な意見、そういったものが損なわれる場合もあるということで、原則公開ではありますが、事務局とすれば、第2回目以降は具体的な審議になりますので、ご遠慮いただいたほうが良いと考えております。条例等の部分を読み取った中で考えてみたところですが、よろしいでしょうか。

（「はい」との発言あり）

A委員よろしいでしょうか。

A委員：はい。

課長：ありがとうございます。なお、本日傍聴の申し出が、お一方いらっしゃいます。本日ににつきましては、この後、会長さんから審議を進めていただきますが、3つほど議題があり、水道料金や今後の水道料金の標準的な会計の考え方、水道ビジョンについての説明になります。そういったことを含めて、本日傍聴の方が入ってよろしいかどうかということを含めてお願いしたのですが、事務局としては、本日は具体的な意見交換ではなく、現況の報告と説明となりますので、傍聴していただいても構わないと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「いいです」との発言あり）

はい、ありがとうございます。

本日は傍聴の方いらっしゃるということでお願いしたいと思っております。

続いて、日程の6、諮問になります。市長より松田会長へ諮問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

《傍聴者、報道 入室》

6 諮問

市長：大町市上下水道事業経営審議会 会長 松田邦正様。大町市水道料金の改定について諮問。大町市上下水道事業経営審議会条例、平成6年条例第14号改正、大町市水道料金の改定について審議会の意見を求めます。

よろしくお願ひいたします。

会長：かしこまりました。

課長：ありがとうございました。

それでは市長はこの後、別の公務がございますので、退席させていただきます。

市長：大変お世話になります。よろしくお願ひいたします。

それでは失礼いたします。

《市長 退席》

課長：続きまして、日程の7、審議ということになります。

ここから進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

《進行を、課長から会長へ》

7 審議

会長：それではここから私が進行を務めさせていただきます。

(1) 大町市の水道料金について

会長：それでは、審議（1）大町市の水道料金について、説明をお願いします。

お客様係長：それでは、（1）大町市の水道料金につきまして、審議資料1及び2のご説明を申し上げます。

まず水道料金について、審議資料1をご覧ください。上段が今回審議いただく水道料金、それから下段につきましては八坂・美麻地区の簡易水道料金を参考資料として掲載してございます。

水道料金についてですが、この表は1カ月あたりの水道料金の表となっております。この表は平成15年に料金改定を行って以降、こちらの税抜き価格で据え置きという状況で推移してございます。例えば13mmの口径ですと、1カ月の基本料金が1,200円、20mmですと1,300円といったような口径別の基本料金と、それから10^mの基本水量とございますが、これを超えた分は超過料金として、1^mにつき右の一般家庭・病院用の140円、公衆浴場は50円という単価となっており、これを加算した料金の二部料金制となっております。計算方法は、13mmの口径で、50^m使用した場合の計算方法を、表の下に示しております。基本的に、水道料金は2カ月に1度の料金算定となっており、基本料金の2カ月分を乗じた計算とさせていただきます。20^m分の基本料金ということで、1,200円×2カ月分で2,400円、それから50^m使用したということで、30^m分の超過料金が発生し、140円×30^mで4,200円、合計で6,600円となり、それから消費税が10%ということで、合わせて7,260円、10円未満の端数が出た場合は、切り捨てる計算となっております。13mmで50^m使用した場合は7,260円、現在はこの料金をいただいているといった計算例でございます。基本的に2カ月に1度、お客様のメーターを検針して、ご請求させていただく方式をとっています。簡単ですが料金表はこのような内容となっております。

それから審議資料2について、こちらは令和元年度の大町市水道事業におきます業務量の数値でございます。年間総配水量、年間有効水量の内訳、年度末給水人口、計量栓数、以下それぞれの数字の掲載でございます。

概略でございますが、審議資料1、審議資料2の説明を終わります。

経営係長：続きまして、本日お配りしました、審議会における水道料金の改定経過を

ご覧ください。

平成6年大町市水道事業運営審議会が発足し、これまで水道料金に関する事項につきまして、3年ごとにご審議いただきてまいりました。こちらの表のとおり使用料金を比べてみますと、平成7年度の使用料金は、2カ月税込みで、一般家庭用の13mm口径で50m³使用したときの料金は、5,190円でした。この改定は、昭和62年以来の改定となっております。翌3年後の、平成10年度におきましては、据え置きということで料金改定は行われませんでした。しかし、平成12年4月以降の料金については再度検討を要する、という審議会からの意見で、翌平成11年度に審議会を開催し、ご審議いただきました。当時、新築住宅の増加や、2階以上の階に洗面所などを設置する家庭が増えるなど、生活様式の変化から新たな配水池の建設や、また配水管については、石綿管が安価で加工しやすいことから、従来から全国で使われておりましたが、老朽化などによるもろさも加わり、さらにアスベストの有害性が問題となり、国では平成12年度までに日本の水道から石綿管を全廃する、とされ、早期の布設替え工事をするなど、施設整備費用に多額の費用が必要となりました。そこで、改定率、平均で15.8%、2カ月税込みで、一般家庭用の13mm口径で50m³使用したときの料金は、6,120円とされました。平成14年度の審議会では、これまでは使用水量に応じて、3段階別に超過料金が加算されておりましたが、これを廃止して、超過料金の単価を統一することとし、改定率、平均で7.07%、2カ月税込みで、一般家庭用の13mm口径で50m³使用したときの料金は、6,930円と改定されました。その後、平成17年度、20年度、23年度、また、平成26年度には水道課、下水道課の統合により、上下水道事業経営審議会と名称も変わりましたが、平成26年度、29年度と審議会を開催し、消費税の増税等による料金の変化はございましたが、据え置きという答申をいただきました。

以上のことから、水道料金の改定は、平成15年度使用分から約17年、改定がされていない状況となっております。

説明は以上です。

会長：続きまして、審議（2）大町市の水道料金算定要領について、説明をお願いします。

（2）水道料金算定要領について

経営係長：それでは、私から水道料金算定要領につきまして、ご説明申し上げます。審議資料3をご覧ください。

「水道料金算定要領」は、平成27年2月に社団法人日本水道協会が発行している、全国の水道事業における、標準的な料金算定の考え方を示した要領です。非常に字が小さくて恐縮ではございますが、時間の関係もございますので、この資料を使って、概要を説明させていただきます。

それでは、4枚めくっていただきまして「I 水道料金算定要領」をご覧ください。算定要領の総則や総括原価、料金体系につきまして、1ページから2ペー

ジにかけて記載してあります。また、このことについて詳細に説明したのが、1枚めくっていただきまして、3ページ以降「Ⅱ 説明資料」です。ここから説明いたします。

「1. 基本原則」、水道料金は、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展が図りうるように適正に定めなければならない。水道使用者の公正な利益は、いうまでもなく、十分に良質の給水サービスが公平かつ低廉に供給されることである。しかし、十分、かつ良質の給水サービスの低廉供給ということは、水道事業の健全な発展が前提要件でなければならない。水道事業の経営が放漫であったり、施設の維持管理が適切に行われない場合には、給水サービスは量的にも質的にも低下するばかりでなく、そこでは低廉な供給は到底期待できないからである。したがって、経営効率化に向けた不断の努力と施設の計画的な建設、改良、再構築の実施が不可欠である。そのためには、各水道事業者の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画を策定し、これに基づく計画的な取組を推進する必要がある。また、水道事業においては、社会経済の進展に伴って質的に高度化することが求められている。したがって、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を償うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように財政的基盤の強化を図りうるものでなければならない。資産維持費が当然総括原価の構成要素とされるゆえんである。

「2. 総括原価 (1) 原則」、料金算定期間中における料金総収入額は、適正な原価に基づき算定されなければならない。この場合の原価は、営業費用のほか資本費用をも含むものであり、これが通常、総括原価といわれるところから、料金総収入額は、総括原価に等しいものとして決定される。総括原価の内容としての営業費用は、誠実かつ能率的な経営を基本として算定されなければならない。また、資本費用は事業の健全な運営が確保できるものでなければならない。総括原価の算定にあたっては、特に、期間的な負担の公平が保たれるよう配慮されなければならない。「(2) 給水需要予測と施設計画 イ 給水需要の予測」、給水需要は、総括原価の基礎となるものであるから、過去の実績、地域の特性及び社会経済の動向等を十分に勘案して、適正に予測されなければならない。給水需要に影響する主な要因としては、人口、生活水準、都市産業構造等が考えられる。したがって、将来の給水需要の予測にあたっては、過去の実績、都市計画、地域経済計画等を勘案して、人口や産業経済の動向を想定するとともに、上記要因が実績数値に基づき、各都市において給水需要の推移とどのような相関関係にあったかを、あらかじめ把握しておくことが必要であり、これらが総合勘案されなければならないのである。また、給水需要の予測は、各個料金決定との関連があるので、必要に応じ使用者群及び使用水量区画ごとに行うものとする。なお、従量料金について新たに逓増制とする場合、又は、逓増の度合いを強める場合には、高率料金適用の使用水量は相対的に低下を免れ得ないので、予定需要量が過大とならないよう、逓増度の影響について考慮する必要がある。「ロ 施設計画の策定」、水道施設の建設改良計画は、必要な水源を確保し、施設が地域的にも時期的にも適切な水需給のバランスが確保できるものでなければならない。また、質的な面に

おける需要にも応えていくものでなければならない。したがって、給水需要と施設能力に乖離が生じている場合、あるいは、渇水・震災等への対策が強く求められている場合には、適正な施設計画に基づいて施設能力の適正化を図っていく必要がある。この場合、施設計画の適正規模は、給水需給の実情、各施策への水道使用者の要望、水源確保の状況、財源調達に伴う金利負担及び事業の財政状態等を総合的に勘案のうえ決定されなければならない。(3)は飛ばしまして、「(4)料金算定期間」、水道料金は、使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。また、長期化することにより経営効率化や施設計画を計画的に実施し料金の低廉化に努めるべきである。しかし、余りにも長期の算定期間をとることは経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえない。料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当であると考えられる。また、一定の算定期間をとって料金を定め又は改定したのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要である。「(5)営業費用 イ 営業費用の範囲」営業費用は、既存の水道施設(料金算定期間に新たに稼働するものを含む。)を維持管理していくために必要とされる費用であって、その内容は施設機能別には原水、浄水、配給水及び一般管理業務の各部門費用からなり、費用の性質別には、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、通信運搬費、資産減耗費、委託料及び手数料等から構成される。営業費用は、性質別に算定のうえ原水、浄水、配給水及び一般管理業務の各部門費用に整理集計するものとする。なお、手数料等の関連収入は、これを控除しなければならない。ただし、補助金等により取得し又は改造した資産の償却に伴い収益化する長期前受金戻入額(以下「長期前受金戻入額」という。)については、必ずしもこの限りではない。続いて、ロは飛ばしまして、「ハ 営業費用の算定」、営業費用の算定にあたっては誠実かつ能率的な経営を基本とし、全般的事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。なお、全般的事業計画は、給水計画、建設改良計画、財源計画、修繕計画及び職員計画等のすべての経営諸計画を含むものであり、経済情勢の推移は主として人件費及び物件費の動向をさすものである。以降、人件費、薬品費、動力費等につきまして細かく説明をしておりますけれども、本日はその説明は省略させていただきます。

少し飛びまして、8ページ上部の、「3. 料金体系」でございます。「(1)原則」水道料金は使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できるのである。「(2)定義 イ 基本料金」、基本料金は、各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金である。ロ 従量料金、従量料金は、実使

用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金である。「ハ 需要家費」需要家費は、検針・集金関係費、量水器関係諸費等主として需要家の存在により発生する費用である。「ニ 固定費」固定費は、営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したものである。

「ホ 変動費」変動費は、薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用である。「(3) 個別原価計算基準 イ 基本的考え方」、計算方式のもっとも極端なものとしては、総括原価のうち、需要家費及び固定費の全額を準備料金とし、変動費を水量料金とするものが考えられる。しかし、かかる方式は、基本料金が著しく高額となり料金制度そのものとしても問題があるとともに、水道事業における生活水の低廉な確保という料金設定の原則にももとることとなる。また、水道事業では、原浄水の貯留がある程度可能であるので、固定費全額が各使用者の需要の特性に比例するとみることが、必ずしも適当ではない。したがって、固定費のうち、比較的各使用者の需要の特性に比例するもの及び需要家費を準備料金とすることが妥当である。注記：① 準備料金は、使用水量とは関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価として各使用者に対し徴収する料金であって、その額は基本料金の額と一致するものである。② 水量料金は、各使用者の使用水量に対応して必要とされる原価として給水量単位あたりに配賦される原価であり、その額は従量料金の額と一致するものである。

9ページ、10ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、11ページ以降につきましては、配賦（割り当て）例について説明しております。この配賦例は、今ご説明しました「水道料金算定要領の説明資料」に基づき、一例として算出したものでありますので、ご参考にしていただければと思います。

なお、次回の審議会で、大町市の料金算定や財政状況などをお示しし、ご説明させていただきます。

私からの説明は以上です。

会長：ありがとうございました。

ただいま大町市の水道料金について、及び水道料金算定要領についての説明をいただきました。（1）と（2）について何かご質問等ございますか。

B委員：今回の審議会の日程も絡んでくるのですが、過去の答申日が、その年の1月とか10月とかというような答申日となっています。今回は資料でいくと次の年の4月になる、という説明があったのですが、今回どうしてこの日程なのか、その理由をまずお聞かせいただけますか。

課長：前回と比べて今回の日程が遅れている理由でございます。私共、料金の改定の資料を作るうえで、直近の決算の数字をシミュレーションに用いてお示しをし、

ご意見をいただくということを考えております。直近の決算の数字といたしますと、令和元年度の決算となり、決算が確定するのが、今年の9月の議会が終わってからとなります。その決算の数字を用いて、第2回目以降の資料と、今後3年間の料金改定のシミュレーションをするものですから、今回若干遅れてしまったということがございます。当初は10月に第1回目を開催する予定で考えておりましたが、1月程度遅れてしまったということで大変申し訳ございません。

以上でございます。

会長：B委員よろしいですか。

B委員：例えば4月以降に答申をして、もし改定になった場合は、その時点で料金が値下げとか値上げになるということですか。

課長：今のご指摘でございます。答申は、今の予定でいきますと、4月ということでお示ししておりますが、やはりご意見をいただいて方向性が決まった中で、お使いになっている皆さんへの周知期間というものが必要になります。従いまして、仮に下がる、又は上がると料金改定された場合については、審議会の中で周知期間を、半年あるいは1年確保するといった内容を含めてご協議お願いしたいと思っております。

以上です。

B委員：わかりました。

もう1点、今日は水道料金の概要を説明いただいて、2回目から論議するという、そういう形なのですか。

会長：2回目からいろいろ審議していきたいと思っております。

B委員：わかりました。

松田会長：他に何かご質問ございますか。

C委員：今回、あくまでも大町市の水道料金ということなのですけれども、簡易水道料金の料金改定は入らないのですか。

課長：今回は上下水道審議会の中で、3年に1度審議いただいておりますが、水道料金の改定についてご協議をいただくこととなっております。簡易水道料金における事業の関係につきましては、昨年、簡易水道事業が現在、特別会計という法非適用の事業であり、これを適用事業に向けて、昨年から本年の6月にかけて審議していただきましたので、簡易水道は3年後の令和4年度、料金について具体的に審議をしていただきたいと考えております。簡易水道審議会の中でもそのよう

な附帯意見をいただいておりますので、別で考えていきたいと思っております。
以上です。

C委員：審議会が別にあるのですか。

課長：はい、別にあります。本日の水道事業、来年の下水道事業については地方公営企業法の適用事業ということで、そちらに則した審議会を設置して、条例ができております。簡易水道事業につきましては、地方公営企業法の適用外の事業として現在運用しており、そちらは地方自治法の中の審議会のルールに沿って成り立っております。別の審議会があるをご理解していただきたいと思っております。

C委員：法律が違うということですね。私としては水道ビジョンの中には当然、簡易水道も一緒に記載されています。68ページ（水道ビジョン）のところの簡易水道の部分に「料金統一及び改定の検討を行います」とありますが、法律は違うとはいっても、将来的に見込んで、できれば同じ審議会ですべて行ってもいいと思っております。

課長：料金改定を同時にご意見をいただきました。ご指摘の通りだと思います。しかしながら、今は法令が違う関係で2つ審議会がございますが、簡易水道事業につきましても、国から地方公営企業法の適用事業に移行するようにとの要請が出ております。そのためには、公営企業会計のような資産管理、資産を積み上げていくところからはじまります。簡易水道審議会でも、地方公営企業法の適用事業に向けた移行については妥当である、しかしながら移行の時期については適正な時期を見計らって移行するように、という答申をいただいておりますので、後々、地方公営企業法の適用になった場合には、この審議会の中で一緒に議論をしていく形になっていくかと思っております。
以上です。

会長：よろしいでしょうか。

C委員：はい。

会長：ほかに何かご質問ある方はいらっしゃいますか。

続きまして、審議（3）大町市水道ビジョンにおける経営戦略について、説明をお願いします。

(3) 大町市水道ビジョンにおける経営戦略について

水道施設係長：それでは、私から大町市水道ビジョンにおける経営戦略につきまして、ご説明申し上げます。お手元にごございます冊子、大町市水道ビジョンをご覧ください。昨年度末に、将来にわたり安定した事業運営を継続し、良質な水道水を供給し続けるため、大町市水道ビジョンを策定しました。冊子の1ページから簡単に説明させていただきます。

まず水道ビジョンの趣旨についてです。安全で良質な水の安定供給と、適正な事業運営のため、水道事業が抱える課題を明らかにし、今後の将来像と、目標及び整備内容を示す必要があります。このたび、大町市水道事業及び、大町市簡易水道事業の将来を見据え、令和15年度までの具体的な方向性を示すために、水道ビジョンを策定いたしました。水道ビジョンの中では上水道と簡易水道の両方が記載されております。今回は上水道の審議会ですので、上水道の部分を抜粋して説明させていただきたいと思っております。2ページ、水道ビジョンの位置づけとしまして、本市上位計画である「第5次総合計画」を反映し、厚生労働省の「新水道ビジョン」、総務省の「経営戦略」に基づき策定しました。また、「大町市水道事業アセットマネジメント」「大町市水道事業の基本計画」「大町市水道事業経営変更認可」を踏まえたものとなっております。

4ページ、水道事業の概要についてですが、当市の上水道は大正13年12月に、居谷里水源から大町地区に給水を開始しました。それ以降、昭和27年以降、給水区域の拡張、ほかの水源開発、簡易水道の統合、6次にわたる拡張及び統合整備事業を行い、今日に至っております。事業の概要として、一番下の表にありますが、大町市上水道として現在、計画給水人口24,100人、1日最大給水量12,600m³/日の給水量で記されております。5ページ、給水区域の概要について、図で記載されており、上水道については青いエリアとなっております。北は海の口、南は池田・松川境、東は箆川境の49.99km²の範囲を、給水区域としております。6ページ、給水人口及び水需要の推移についてのグラフになっており、行政区域内人口の推移と、給水人口の推移になりまして、年々減少傾向をたどっているのがわかる、図と表になっております。7ページ、水需要の推移におきましても、給水人口の減少に伴い、有収水量が毎年減っていくという、過去10年間の表となっております。10ページ、水道事業経営の現状について、現在の組織体制は、上水道につきましては経営係、お客様係、水道施設係、職員18名で運営しております。料金体系につきましては、先ほどご説明があった通りでございます。11ページ、経営状況につきまして、上水道は地方公営企業法の適用を受ける事業であり、公営企業会計により経理されています。料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とし、市民生活に不可欠の社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしています。その中で企業会計では、経営活動に伴い発生する収入と支出の状況を示す「収益的収支」、補助金及び企業債等の収入と水道施設の整備、改良、更新に係る経費や、企業債の償還費等の費用の収支を示す「資本的収支」の2本立ての会計で行われています。ページ中段は、収益的収支10年分の収支となり、過去10年間の収支実績は、黒字決算で

維持しております。12ページ、資本的収支、建設改良に関わる状況の表とグラフになり、過去10年間の収支状況が記載してあります。資本的収支の不足額につきましては、収益的収支における純利益や減価償却費等による留保資金、補填財源によって補填されています。14ページ、水道施設の概要、水道施設の配置図となっており、水源が9箇所、配水池が18箇所となっております。細かい内容につきましては16ページ、17ページに記載してございます。16ページ、上水道は湧水を原水としている水源が6つと、地下水を水源としている井戸が3つ、計9箇所を水源としています。17ページ、配水池の一覧です。三日町配水池のように、1、2、3という記載をしている配水池がありますが、これはその配水池にその数の池があるという意味であり、配水池としては1つの配水池となります。上水道の配置の数は18配水池、源汲にポンプ室がございまして。表の真ん中の列、経過年数ということで、耐用年数、一般的な配水池、構造物として60年を超えたものが、三日町配水池95年、宮本が62年など、7箇所ほど存在しております。19ページ、管路施設の現況になります。導水管が水源から配水池まで水を運ぶ管になり、送水管は配水池から配水池に水を送る管になります。こちらが58km余り、配水管が298km余りで計約357kmの管路を、上水道事業として管理しております。20ページ、管路の管種及び口径をまとめた表になります。以上が水道事業の概要となります。

23ページからは外部環境についての内容になります。先ほどのデータから今後の人口減少、給水人口について予測した表になっております。24ページがそれに伴った給水量の予測の表になっております。26ページ、施設及び管路の老朽化について、上のグラフにつきましては配水池、管渠の老朽化の度合いを示した表になっております。まったく更新をしないと健全資産、耐用年数以内のものが減少し、全てが老朽化資産になってしまうといったグラフになっております。ここでは、更新を行わなかった場合のシミュレーションとして延長して示しております。

30ページからは、水道事業の現状評価と課題となります。「水道サービスの持続性の確保について」「安全な水の補償について」「危機管理への対応と徹底について」この3点から現状評価と課題を整理しております。31ページのグラフは、上部が構造物と設備の年度ごとの取得価格の表になっており、上水道は青色になります。下段が上水道の管路の布設、年度別の延長となっております。平成4年から平成12年くらいの布設延長が非常に多いのは、石綿管布設替えとともに、下水道工事に伴う布設替え等が市内で行われたために、大変、埋設延長が伸びている時期がございまして。34ページからは、経営の現状分析について記載されており、平成26年から平成30年までの上水道の経営収支比率、累積欠損金比率、35ページに流動比率、企業債残高対給水収益比率、36ページに料金回収率、給水原価、37ページに施設利用率、有収率、38ページに有形固定資産減価償却率、管路経年化率、39ページに管路更新率についての過去のデータを掲載しております。43ページからは、安全な水の供給について記載されており、上水道の主な水源、居谷里、上白沢水源、矢沢水源、白沢水源が掲載されております。

44ページ、各水源の水源系区域が掲載されております。居谷里が緑色、矢沢が青、白沢がピンク色、上白沢が黄色となっております。各水源で配っている区域図となります。47ページ、クリプトスポリジウム等の対策についての判断基準の表が掲載されております。48ページ、水源の特性が表にまとめられており、9箇所の水源についてのクリプトの汚染レベルを表示してあります。レベル3になっている居谷里水源と南平水源は、クリプトへの対策の必要があるということで検討しております。49ページ、水質管理について、通常の水質管理につきましては、上段にあります水質検査計画ということで、原水は年に1回、浄水につきましては、毎日検査、1カ月に1回、3カ月に1回の検査を実施している状況です。下段のクリプトスポリジウムにつきましては、対策指針に基づきまして、レベルによりまして指標菌の検査、年1回から毎月、それに合わせてクリプトの検査も指針に基づき実施しているという状況でございます。50ページ、ここからは危機管理への対応となります。地震につきましては、大町近隣の断層帯の図面がありまして、51ページの上段に防災計画からのデータが記載されており、地震による被災状況が想定されております。下の段、配水池の建設年度ごとの耐震性の色分けとなっております、棒グラフの高さが配水池容量、色が耐震性となっております。53ページ、上水道における施設別管路延長の、地震の際における耐震化率について記載されております。耐震化されている管（地震があっても鎖形状で伸びて壊れない）は、上水道のトータルは4.1%、耐震適合管（土質によってダクタイルのK形管も耐震適合管となる）は21.8%、合わせて26%程度耐震化されているという状況となっております。55ページ、課題の整理となっております。上水道における給水人口は、平成30年度から令和15年度には約16.4%減少すると予測されます。これに伴い、有収水量も約11.4%減少する見通しです。給水人口と有収水量の減少が予測されるため、給水収益（料金収入）の減少が課題となっております。有収率は、上水道で67%となっております。類似団体を大きく下回っています。漏水等増えているので、漏水対策を優先課題として取り組む必要があります。56ページ、安全な水の供給につきましては、安全な水道水を供給するために、適切な水質管理の強化が求められています。クリプトスポリジウム等汚染対策に伴い、水質監視体制の強化や、浄水処理対応が求められています。危機管理への対応としましては、地震による大きな被害が懸念されるため、災害に強い水道施設が求められています。耐震化率も上水道は低いものでありますので、地震に備え耐震化の実施や、統廃合の検討を計画的に進める必要があります。管路の耐震化率は、上水道で耐震化率4.1%、耐震適合率21.8%と低いため、優先度を考慮した耐震化の推進が急務となっております。

57ページ、水道事業の理想像と目標設定についてです。「安全」「強靱」「持続」ということで、今までの現状評価と課題を基に理想と目標設定を示します。

58ページ、大町市の施策体制として将来像、基本目標、主要施策、具体的施策ということで、安全・強靱・持続に分けて施策体系を掲載しております。

続いて第6章、推進する施策について記載しております。60ページ、水道の

水質保全ということで具体的施策を3つ挙げており、1つ目は各水源における水質の保全、2つ目は水源水質及びクリプトスポリジウム等の対策ということで、上水道においては居谷里と南平の対策を計画しております。3つ目は水質監視と管理体制の強化となっております。62ページ、災害に強い強靱な水道について、水道施設の耐震化の推進ということで、最も古い三日町配水池から表のとおり水源ごと、施設の古い順に並べてあります。63ページにつきましては、震災等が起きた際の重要給水施設管路図ということで、配水池、あと指定避難場所、災害拠点病院等につながる管路について表示してございます。65ページ、災害時における給水の安定性確保ということで、地震が起き、配水池からの送水管等が大規模に破裂した場合、配水池の水が全部流出し、飲料水や生活用水が確保できないということを守るために、配水をストップする緊急遮断弁の整備を計画しています。こちらについては、大規模な地震が起きた場合に備え、三日町、第1、常盤高区ほか全部で5箇所、計画させていただきます。66ページ、水道サービスの持続するために、老朽管を計画的に更新することにより、有収率の向上に努めます。目標として上水道は、令和15年度年に有収率78.8%としております。

以上の施策をまとめましたものが69ページ、事業計画として、今後のスケジュールを記載しております。三日町、居谷里、南平のクリプト対策、三日町の耐震化、緊急遮断弁等の課題についての今後の事業計画、及びスケジュールとしております。71ページ、投資・財政計画として水需要予測、収支計画を記載してございます。以上の計画をもちまして79ページ、上水道の財政収支計画、こちら収益的収支の表となっております。81、82ページ、資本的収支の事業計画となっております。

以上が水道ビジョンの説明ですが、最後のページを見ていただき、87ページ、水道ビジョン及び経営戦略の事後検証として、このP.D.C.Aサイクルを用い、計画、実施、点検・評価、改善・見直しを常に行いまして、最適な事業経営をしていきたいと考えております。

以上です。

会長：ありがとうございました。

大町市水道ビジョンにおける経営戦略について説明していただきました。これについて何かご不明な点ご質問等ございますか。

D委員：クリプトスポリジウムは塩素の耐性菌ですが、対策しなければいけないところが居谷里と南平ということで、他のところはリスクが少ないという評価ですがけれども、この2箇所についてリスクが高いというのはどういうことなのでしょうか。

水道施設係長：水道ビジョンの47ページをご覧ください。水源の原水におけるクリプトスポリジウム等の検査の中での指標菌に、大腸菌及び嫌気性芽胞菌というものがあります。この大腸菌が出なければ、表のレベル2かレベル1、居谷里では

指標菌が検出されましたので「あり」ということで次の確認項目に進み、原水は地表水かということ、湧水ですので「いいえ」ということでレベル3になり、対策が必要だということになります。レベル3になりますと、49ページの水質管理の指標菌の検査を毎月実施して、クリプトの検査を実施するという事になっております。

課長：補足をさせていただきます。

今現在、クリプトスポリジウムは検出されておられません。47ページの一番下の※印、指標菌をご覧いただきたいと思っております。まずクリプトスポリジウムとは何かということで、クリプトスポリジウムによる汚染のおそれの判断方法を明確にするために、先ほど説明があった指標菌の検査が必要となります。指標菌とは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を実施することとし、いずれかの菌が検出された場合には、クリプトスポリジウムによる汚染の可能性があるということです。先ほど説明しましたが、水質検査によって現在管理をしており、クリプトは検出されておられません、国のクリプト対策指針に沿って考えますと、今後、処理施設を整備しなければならないということで、三日町と南平については、汚染の恐れのあることへの対策を検討しているということでございます。

以上です。

D委員：ありがとうございました。この指標菌が検出されてしまう、そもそもの理由を聞きたいのですけれども。

課長：指標菌の出る理由ですが、まず指標菌とは大腸菌・芽胞菌でございます。大腸菌等については、おそらく動物の糞便等の影響によるものだと考えられます。芽胞菌につきましては、今まで検査を進めるなかで検出されたことはなく、大腸菌のみが検出されているような状況であります。以上です。

会長：ほかよろしいですか。

E委員：市民という立場で質問させていただきますけれども、どこの会議に行っても人口減少は大きな問題になっていることを痛切に感じるところであります。人口が減ると水の使用量が減る、これは当然の話でございます。当然、この人口にあった水量というものを供給していかなければならないということも十分わかります。しかし、経営をしていくという形になっていきますと、簡単に考えますと、今まであった設備をそのまま持続していったのかという部分も検討していかなければいけないのではないかと。一方、水路の送水管の老朽化といったものは、今後も発生してくるという状況の中で、時代の変化に伴った経営改善をしていかなければ、結局のところ、料金を上げるだけの対応だけでは市民に対して失礼な話だと思っておりますが、どうお考えですか。

課長：只今のご意見でございます。経営面でも、施設の今後のことについて考えるべきだというお話かと思えます。

ご指摘のように我々も考えておりまして、施設数等については先ほど説明させていただいたのですが、現在、物理的に統合できる配水池について検討しておりまして、それに向けて整備も進めております。具体的には、常盤方面の現在3つある配水池を2つにする方向で、減圧弁を設置する等、それに向けた準備をしております。また社方面でも、宮本配水池と曾根原配水池を統合するような計画をして、後々、維持管理を今よりも安価にできるようなことを考えておるところでございます。また、北の方面におきましても、すでに3つ使っていた配水池の1つを廃止して統合するようなことを進めております。ご指摘のように、施設の維持管理について、施設の統廃合により経営面の負担を減らしていくように考えております。以上です。

会長：ほかに何かございますか。

C委員：コロナウイルスに関して、特別に料金を下げるとか、そういう措置はありますか。

お客様係長：今のところ特に料金を下げたり、減免したりということは考えておりません。昨年との使用量について比較しているところですが、それほど大きな増減は今のところございませんので、そういった対策等は考えておりません。料金の支払いが困難だという方に対して相談窓口を設けておりますが、コロナウイルスによって料金を下げてほしい、減免してほしいといった相談件数は、今現在、0件です。そういった対策は今後必要になるかと思えますが、今のところは考えておりません。

C委員：ご存知かもしれませんが、売り上げが半分以上減った場合には来年の固定資産税は0にする、売り上げが30%から50%の場合には固定資産税は1/2にする、こういう減免措置がすでに出ています。ということで是非、審議会でも価格の据え置き、もしくはコロナは非常に有事ですので、特別に売り上げが減少した事業者に対して何か減額できないか、他の委員さんの意見を踏まえた上で、私としては意見をあげていただきたいと思います。

お客様係長：ご指摘の通りでございます。これからどう推移していくか、これから寒くなつて、コロナが長野県でも爆発的に増えていくという予想はございます。そういった状況も勘案しながら、対策は考えていこうと思っております。

会長：ほかに何かご質問ございますか。

F委員：主婦の立場として、池田、松川もこれくらいの料金なのでしょうか。

課長：只今ご意見いただきました。隣の自治体ではどうかというお話かと思えます。実は、次回の審議会で、近隣の市町村や県内の19市の料金もお示しして、わかりやすくご説明しようと準備しておりますので、次回の審議会で皆さまに議論していただこうと考えておりますので、よろしくお願ひします。

会長：ほかに何かご質問ございますか。

A委員：次回以降で結構ですが、全般にわたって膨大な量の説明をされてもまとまらないので、もう少し細かく区切って質問させていただきたい。

次回で結構ですが、何点かお聞きしたことがあります。

今日いただいた審議資料1に付随することで、各口径の使用水量を知りたい、それから各口径の総収入金額ではどれくらいかを知りたい。また、公衆浴場、温泉郷などを含めた収入の口径比率がどうなっているのかを知りたい。それと先ほど西山委員からお話ありましたが、上下水道課職員は、上水道、簡易水道、公共下水、農集排、国営公園関連の常盤地区（特定環境保全公共下水道）など様々な業務を分担しながらも一緒にやっておられると思うのですが、会計そのものも一緒にできないのかというお話でしたが、それは法律上どうにもならないということならば、またそこに話を戻してしまうと混乱させてしまうと思ひます。各事業会計の統一は「できるのだけどやらない」あるいは「法律上できない」、「大町だけだったらそういうことができる」とか、そういうことが整理されれば、もう少し全体的なこととして考えられるのかなというように思ひます。それから、水道ビジョンの中でいろいろと詳しくお聞きしたかった部分を整理したいと思ひますので、次回以降は区切りながら質問を受けていただけると助かります。

会長：説明の合間ごとに質問を受けてもらいたい、ということですね。

課長：只今、A委員さんからご指摘ありました、3点についてです。口径別の有収量とその比率、収入量、そういったものを次回の審議会で準備させていただきます。次回には、有収水量や収入についてはお示しするつもりでございましたが、口径別はご要望ありましたとおり、準備をさせていただきます。

それから、下水・農集、水道・簡水など、それぞれ事業がある中で会計が一本にできないかということも、水道事業同士、下水道事業同士については研究していけば可能性はあると思ひのですが、それについても、次回答えられるようなものを準備させていただきます。それから水道ビジョンの関係で、ご質問あれば次回も受けたいと思ひます。

以上です。

会長：ほかにご質問はございますか。

D委員：今回、この経営審議会で諮問された内容というのは、大町市水道料金の改定についての諮問ですので、基本的には、それに関わらない部分についての論議はしないというほうがいいと思います。いろいろ料金改定に係ることについては当然活発に議論していただくべきだと思う一方で、諮問の範囲を超えて議論をしてしまうと、それについては收拾がつかなくなる恐れがありますので、適当な範囲内でやっていった方がいいのかなと思うのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

会長：はい、その点については今日第一回目ということですので、いろんな説明を受ける中で総括的に質問を受けましたが、今後は私、議長の裁量で適宜にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。あまり脱線しないようにしていきたいと思っております。

ほかになにかご質問ございますか。よろしいですか。

それでは以上で審議を終了したいと思います。事務局のほうへお返しいたします。

8 その他

(1) 次回開催について

課長：長時間にわたり議論ありがとうございました。

それでは日程の8、その他に入ります。次回開催日についてですが、冒頭の説明でもご説明したように、皆様の委員任期については12月28日で任期満了になりますので、私共事務局としましては、12月以降に各団体の代表者へ推薦依頼をご通知申し上げます。自治会選出の皆さまに関しては、1月の中旬以降となるのかなと想像しております。従いまして、次回審議会は推薦依頼を出していただいたうえで開催となりますことから、次回については2月に入ってから開催したいと考えております。事務局案でございますが、2月10日の水曜日に開催したいと今現在考えています。

E委員：（2月10日は）連合自治会の定期総会があります。

課長：わかりました。自治会選出の皆さんの関係がございますので、2月10日を避けた日を検討しなおします。今後、推薦依頼を出すときに次回通知も併せて入れられればと思っております。

A委員：少なくとももうスタートしているのだから、通知出すときに、4月の答申までは継続いただくようにしてもらいたい。

課長：今、ご指摘ありがとうございます。事務局も同様のことを考えておりました、各団体の皆様に推薦依頼をする中で、継続的な審議とするためにできる限り同じ委員さんの選出をお願いしたいということに触れて出すつもりでございました。しかしながら、各団体の皆さんの都合等ございますので、可能な範囲で同じ委員さんをお願いしたいという気持ちでございます。

以上です。

G委員：日程のことなのですが、くれぐれも（市役所の）内部で調整してほしいと思います。自治会の関係でいうと、11月29日に連合自治会の臨時総会をやりませんが、その30分違いで民生児童委員会をやることになっています。自治会の中には出席がかぶってくる人が出てきて大変だと思います。くれぐれも、自治会関係の会議のない日にしてください。

課長：わかりました。今のお話の通り市民活動サポートセンターと調整したうえで予定を考えたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

では、できる限り同じ委員さんになりますようお願いをしつつ、改めてご通知を申し上げたいと思います。

(2) その他

課長：8番のその他ということで事務局より予定しているものは以上でございますが、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

（委員から「特になし」）

はい、ありがとうございました。

それでは本当に長時間ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第1回大町市上下水道事業経営審議会を閉じたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。ご苦勞様でございました。